

平成13年第8回

八田村、白根町、芦安村
若草町、櫛形町、甲西町
合併協議会会議録

平成13年7月12日 開会

平成13年7月12日 閉会

第8回 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会

平成13年7月12日

午後3時05分開議

甲西町農林環境改善センター

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事

(1) 報告事項

報告第1号 合併協議会委員の変更について

報告第2号 各小委員会の審議状況について

(2) 協議事項

協議第1号 合併に関する協議項目の決定について

協議第2号 新市将来構想策定小委員会の設置について

協議第3号 平成12年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
合併協議会決算の認定について

協議第4号 平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
合併協議会補正予算(案)について

日程第4 その他

日程第5 閉会

事務局長（大野昌樹君）

お待たせいたしました。

本日は、委員の皆様方には公私何かとご多忙中のところ、本協議会にご出席をいただきありがとうございます。

ただいまから第8回八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会を始めさせていただきます。

はじめに、合併協議会の会長であります八田村の齋藤村長がごあいさつを申し上げます。

会長（齋藤公夫君）

本日ここに、甲西町環境改善センターを会場に第8回合併協議会を開催いたしましたところ、委員各位には何かとご多忙のところ、また、連日の猛暑にもめげずご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げる次第であります。

さて、当合併協議会におきましては、第7回協議会におきまして、小委員会ならびに役員構成を決定させていただき、また、スケジュール等のご承認をしていただきました。

それに合わせ合併事務局といたしまして、小委員会が効率的に機能していくため、去る5月10日、6町村合併協議会専門部会合同会議を開催し、各専門部会をはじめ役員構成をしていただき、以来、19の分科会ごとに精力的に資料の収集、また、6町村間の事務整理に当たっていただき57項目の協定項目を整理し、小委員会においてご協議をしていただいております。

また、各町村ごと合併研究会も開催していただき、町村ごとの意見集約につきましても、十分意見調整をしていただき、おかげさまで小委員会がそれぞれ4回ずつ開催をされ、本日、第1回目の経過報告をしていただく運びになりました。

その結果、本日、57項目中15項目が意見集約されておりますので、本日の協議会に付し、最終決定させていただきます。

なお、残す項目につきましては、順次、小委員会ごとに議論を積み重ね、意見集約の道を探っていただきたいと思います。

それでは、本日、上程してあります案件につきまして概要を申し上げます。

本日は、2つの報告事項、それに4つの協議事項を議題にしております。

報告事項の1つは、構成町村の役職員の変更がありましたので、各小委員会開催時に委嘱状を交付させていただきましたので、委員のご報告とご紹介をさせていただくものであります。

2つ目は、5小委員会が今日まで各4回ずつの会議を開催していただいておりますので、審議状況を報告するものであります。

次に、協議事項の1つは、各小委員会において意見集約された項目を本協議会に付し、正式決定するものであります。

2つ目は、新市将来構想策定に当たり、原案づくりのための小委員会を設置し、策定するものであります。小委員会として想定しているのは、各町村2人ずつ計12名に、アドバイザーといたしまして県の総合計画との整合性も必要となりますので県関係者2人、山梨総研関係者2人、計4人をお願いするものであります。

3つ目は、当合併協議会平成12年度決算の認定をお願いするものであります。

4つ目は、当合併協議会平成13年度の補正予算をお願いするものであります。

以上が本日ご協議をしていただく議案であります。よろしくご審議の上、ご議決をお願い申し上げます。

さて、この機会に国・県における近況をご報告させていただきます。

はじめに県の支援組織について申し上げます。

山梨県は去る5月、峡西6町村合併協議会支援連絡会議を設置し、運営要綱も定め、5月18日から施行されました。

この組織は、当峡西6町村の合併協議会が合併目標日を定め、これから新市合併構想づくりをはじめ新市建設計画を策定するについて、県の立場から、調査研究を支援していただける連絡組織として設立され、当合併協議会の小委員会と同じく5つの部会から構成されており、協力していただけることになっております。

また、このところ全県的にも市町村合併に関する県民世論の関心が高まり、県内各ブロックごとに任意の研究会がつくられ、合併したらどんな新市になるのか県に要請している所もいくつかあると聞いております。

それに南部、富沢町では、両議会の同意が諮られ、近く正式な合併協議会設置に動いているようですが、それに加え急浮上してきたのが身延町の動きであり、枠組みを巡り新たな動きが加速されようとしております。

また、5月25日には総務省市町村合併推進室内に市町村合併アドバイザー設置を行い、市町村合併を考えている都道府県、市町村または民間団体において依頼要請を受けた場合、推進室長の判断により研修会、セミナー、シンポジウム等の学習会に対し、アドバイザー役の担当官を必要に応じ派遣するようになっております。

それにこの9日には、小泉総理により新たな地方分権推進会議の初会合が開催され、総理は国と地方の税源配分などのあり方、それに市町村合併の枠組みなどについて調査審議を依頼し、3年以内に意見書を提出するよう諮問されております。これは去る3月27日、閣議決定に基づき内閣に市町村合併支援本部が設置され、総務大臣が本部長に、副本部長には内閣官房副長官、それに総務副大臣があたり、本部員には他のすべての副大臣があたるという、そうそうたるメンバーで構成され、市町村合併に対する決意のほどがうかがえるものでありますが、先の地方分権の諮問は、合併後の市町村財政の裏付けを補完するものと思われま。

また、そんな国の動きを受け、全国都道府県が積極的に合併支援に乗り出しているといわれ、わが合併協議会事務局には、連日全国からの視察者が絶えず、断ることも含めながら事務所も大変ご苦労させていただいております。

それに、われわれ6町村合併協議会に先駆け、合併協議会を進めております四国香川県大川郡の5つで構成する讃岐市構想においては平成14年4月1日に、また、3町で進めております東かがわ市につきましても平成15年4月1日の合併に向けて、それぞれ合併協議は順調に進んでおり、予定どおり合併が実現できるという情報を聞いておりますことをご報告申し上げます。

以上、開会に当たりまして、若干、近況をご報告しながらごあいさつ並びに議案の提案に代えさせていただきます。

どうもお暑い中、ありがとうございます。

事務局（大野昌樹君）

ありがとうございました。

なお、合併の啓発用の資料として、当協議会のパンフレットがお手元に配布してございますが、この冊子が近日中に各戸へ配布されますので、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

会議の議長は、合併協議会の規約第10条第2項の規定により、会長にお願いいたしますが、各小委員会の委員長につきましては、報告事項が終わった時点で、各自委員の席にお戻り

願いたいと思います。

それでは会長、よろしくお願ひいたします。

議長（齋藤公夫君）

本日の会議につきまして、委員をお願いしておる66名中59名の方々にご出席をしていただいでおり、合併協議会規約第10条第1項の規定によります2分の1を超えておりますので、本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、合併規約によりまして私が議長を務めさせていただきます。

早速、議事に入りたいと思います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布を申し上げました会議次第にしたがいまして進めさせていただきます。

報告第1号 合併協議会委員の変更について、事務局から報告いたします。

事務局（大野昌樹君）

それでは、規約第7条に基づく合併協議会委員に変更がありましたので、報告をいたします。

氏名を読み上げますので、その席でご起立願ひたいと思います。

芦安村2号委員で議長の清水忠次殿 平成13年4月24日変更でございます。

ご着席ください。

櫛形町2号委員で議長の小笠原孝殿 平成13年6月22日変更でございます。

芦安村4号委員で地域代表の森本聖治殿 平成13年4月24日変更でございます。

甲西町4号委員で地域代表の萩原豊作殿 平成13年4月23日変更でございます。

甲西町4号委員で女性代表の塩澤房江殿 平成13年5月19日変更でございます。

以上5名が合併協議会委員の変更でございます。

議長（齋藤公夫君）

報告第2号 各小委員会の審議状況について、各小委員会より報告をお願いいたします。

それでは、総務・企画・議会小委員会の清水勝則委員長にお願ひいたします。

総務・企画・議会小委員会委員長

お手元にもあろうかと思いますが、朗読をもって報告に代えさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

総務・企画・議会小委員会の審議状況の報告をいたします。

当小委員会では、4月12日、合併協議会において付託を受けた案件について、3カ月間にわたり審議を進めてまいりました。

現在までの審議内容について、経過報告いたします。

1番として、一部事務組合の取り扱いに関する事。

6町村だけで構成している一部事務組合については特に問題はないが、6町村を含め構成している一部事務組合の相手市町村の意向の確認の方法等について検討を要するため、継続審議としていいます。

2番目として、町村内の町名・字名の取り扱いに関する事。

大方は字名を残す方向で意見が出されているが、現町村名の扱いについて、できる限り多くの住民の意向を踏まえたいので継続審議としていいます。

3番目として、公共的団体等の取り扱いに関する事。

意見集約に時間をいただきたいという町村があるので、継続審議としています。

4 番目、支所・出先機関の取り扱いに関すること。

現町村庁舎を支所として残す方向で意見が出されていますが、一部町村で意見集約ができていないので継続審議としています。

5 番目、慣行の取り扱いに関すること。

新市になってから決定すればよいという意見が出されていますが、一部町村で意見集約ができていないので継続審議としています。

6 番目、行政連絡機構の取り扱いに関すること。

基本的に現状維持で、という意見が出されていますが、一部町村で意見集約ができていないので継続審議としています。

7 番目、特別職および各種附属機関の委員等の身分の取り扱いに関すること。

法令等の措置のとれるものは、その法令によりそれぞれの担当分野で検討することがよいという意見が出されていますが、一部町村で意見が集約できていないので継続審議としています。

8 番目、財産・公の施設の取り扱いに関すること。

新市にすべて引き継ぐという意見が出されていますが、一部町村で意見集約ができていないので継続審議としています。

9 番目、消防団の取り扱いに関すること。

基本的に現状維持でという意見が出されていますが、一部町村で意見集約ができていないので継続審議としています。

10 番目、地方税の取り扱いに関すること。

地方税法により取り扱えば特に問題はないという意見が出されていますが、一部町村で意見集約ができていないので継続審議としています。

11 番目、友好都市・姉妹都市・国際交流の取り扱いに関すること。

各委員の意見も一致しており、事務サイドでの検討結果も新市に引き継ぐこととなっておりますので、交流等それぞれ現行の町村が協議中のものも含め新市に引き継ぐことで意見集約をいたしました。

12 番目、出資団体等の取り扱いに関すること。

新市に引き継ぐという意見が出されていますが、一部町村で意見集約ができていないので継続審議としています。

13 番目、議会議員の定数および任期の取り扱いに関すること。

議員任期が合併目標日前後にある町村のことを考え判断すべきでは、という意見が出されていますが、大きな問題であるので継続審議としています。

14 番目、使用料及び手数料の取り扱いに関すること。

町村によって差異があると思われるので、負担の低い町村に合わせるという意見が出されていますが、一部町村で意見集約ができないので継続審議としています。

15 番目、補助金の取り扱いに関すること。

現行を維持し、新市に引き継ぐという意見が出されていますが、一部町村で意見集約ができていないので継続審議としています。

以上15項目であります。

なお内容については、既にご送付してあります第2回から第4回の審議概要を参照していただきたいと思っております。

審議状況は以上のとおりであります、この中で意見集約されたものについて再度申し上げます。

11番目の項目、友好都市・姉妹都市・国際交流の取り扱いについてであります。「友好都市・姉妹都市・国際交流の取り扱いについては、協議中のものも含め現行のとおり新市に引き継ぐ」ということで、小委員会での結論としております。

以上です。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

ただいまは総務・企画・議会小委員会からのご報告であります。

次に、産業・経済小委員会の名取和久委員長、お願いいたします。

産業・経済小委員会委員長

審議状況の報告をいたします。

当小委員会は4月22日の合併協議会において付託を受けた案件について、3カ月間にわたり審議を進めてまいりました。

現在までの審議内容については、経過報告いたします。

1、農林基盤整備事業の受益者負担の取り扱いに関する事。

この件は、現状の町村内でも各地区の諸情勢により差異があるので、単純に統一化する問題ではないといった意見もあり、今後事務サイドの検討結果を踏まえる中で意見集約を行いたいので、継続審議としております。

2、農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いに関する事。

選挙の委員については、合併特例法を使っても80人が限度であり、6町村の定数で6人オーバー、現員でも4人オーバーとなります。農業委員の選挙は来年実施されるので、この機会を利用して6町村の選挙の委員定数を80人に調整を図るといった意見も出ましたが、関係者ととも詰めていく必要があるということで、引き続き継続審議としています。

3番目、商工観光事業（各種イベント等）の取り扱いに関する事。

各町村で行っているイベントについては新市においても継続実施し、新市全体にわたって行えるようなイベントは規模を拡大してほしいという概ねの意見であり、基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては、新市において調整するという事で意見集約をいたしました。

4番目、商工業・観光振興の取り扱いに関する事。

現在継続中のものは、そのまま新市に引き継いでほしい、また、商工会等については、合併に当たって行政側との歩調を合わせる必要もあり、一本化するのが望ましいというのがおおむねの意見でありましたが、関係団体等との協議、調整の必要があるので、継続審議としております。

6番目、温泉・保養施設の取り扱いに関する事。

現在の各施設は、規模やサービス内容、維持管理方法において差異があり、また、老朽化が目立つ施設もあるので、新市において適宜検討してもらいたいという概ねの意見であったので、現状のまま移行し、新市において適宜見直し・検討を図るということで意見集約をいたしました。

7番目、使用料及び手数料の取り扱いに関する事。

使用料等については、合併するからといっていきなり一本化することは難しいといった意見もあり、事務サイドの検討結果を確認した上で意見集約することとし、継続審議としています。

8番目補助金の取り扱いに関する事。

継続性のあるものについては、単純に打ち切るわけにはいかないといった意見もあり、事務サイ

ドの検討結果を確認した上で意見集約することとし、継続審議としています。

以上、7項目であります。

なお、協議の内容につきましては、既に送付いたしております第2回から第4回までの協議概要を参照していただきたいと思います。

審議状況は以上のとおりであります。この中で意見集約されたものについて再度申し上げます。

4番目の商工観光事業(各種イベント等)の取り扱いについては、基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては、新市において調整をする。

6番目の温泉・保養施設の取り扱いについては、現状のまま移行し、新市において適宜見直し、検討を図るということで小委員会の結論といたします。

以上でございます。

議長(齋藤公夫君)

資料に8項目ありますが、5番目の1項目はまだ検討していないということで、7項目ということでご了解願いたいと思います。

ありがとうございました。

次に、建設小委員会の清水喜代秀委員長よりお願いいたします。

建設小委員会委員長

建設小委員会の審議状況の報告をいたします。

当小委員会は、4月12日の合併協議会において付託を受けた案件について、3カ月間にわたり審議を進めてまいりました。

現在までの審議状況について、経過報告いたします。

1、都市計画の取り扱いについて。

事務サイドの検討結果を踏まえる中で、現在、継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画マスターラインについては、各町村の基本理念に基づいて新市において策定するというので意見集約をいたしました。

2、建設・建築事業の取り扱いについて。

河川清掃の補助金等については、各区や水利組合などで違いがあるが、地域の実情に応じて執行されているので、格差があってもやむを得ないのではないかといった意見もあり、今後、事務サイドの検討結果を踏まえる中で意見集約を行いたいということで継続審議としています。

3、公営住宅の取り扱いに関すること。

使用料等については、現状のまま新市に引き継ぎ、「負担の公平性の基本原則」に基づき、必要に応じて調整したらどうかというのが概ねの意見であり、事務サイドの検討結果を踏まえる中で、現状のまま新市に引き継ぎ、「負担の公平性の基本原則」に基づき、必要に応じて調整するというので意見集約をいたしました。

4、上水道・簡易水道・小規模水道の取り扱いに関すること。

水道事業については、合併時まで統一化することは無理なので、当面は現行のまま新市に移行し、順次一本化を図っていかなければならないのではないかというのが概ねの意見でありましたが、関係団体等とも協議・調整する必要があるので継続審議としています。

5、公共下水道の取り扱いに関すること。

事務サイドの検討結果を踏まえる中で、基本的には現況のまま新市に引き継ぎ、使用料や補助制度などはできるだけ統一し、住民の負担増とならないよう可能な限り調整するというので意見集約をいたしました。

6、農業集落排水事業の取り扱いに関する事。

芦安村だけで実施している本事業については、現状のまま新市に引き継ぐということで意見集約をいたしました。

7、合併処理浄化槽の取り扱いに関する事。

この事業については、県の指導要綱に基づき実施されており、6町村とも差異がないので、スムーズに新市に移行できるのではないかとということで、現状のまま新市に引き継ぐということで意見集約をいたしました。

8、使用料及び手数料の取り扱いに関する事。

事務サイドの検討結果を確認した上で意見集約することとし、継続審議としています。

9、補助金の取り扱いに関する事。

事務サイドの検討結果を確認した上で意見集約することとし、継続審議としています。

以上9項目であります。

なお、協議の内容については、既に送付いたしております第2回から第4回までの協議概要を参照していただきたいと思っております。

審議状況は以上のとおりであります。この中で意見集約されたものについて再度申し上げます。

1番目の都市計画の取り扱いについては、現在、継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町村の基本理念に基づいて新市において策定する。

3番目の公営住宅の取り扱いについては、現状のまま新市に引き継ぎ、「負担の公平性の基本原則」に基づき、必要に応じて調整する。

5番目の公共下水道の取り扱いについては、基本的には現状のまま新市に引き継ぎ、使用料や補助制度などはできるだけ統一し、住民の負担増とならないよう、可能な限り調整する。

6番目の農業集落排水事業の取り扱いについては、芦安村だけで実施している本事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。

7番目の合併処理浄化槽の取り扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。

これら5項目が小委員会での結論であります。

以上で建設小委員会の報告を終わります。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

ただいまは建設小委員会のご報告でありました。

次に、住民小委員会の清水勝利委員長よりお願いいたします。

住民小委員会委員長

住民小委員会の審議状況の報告を行います。

当小委員会では、4月12日、合併協議会において付託を受けた案件について、3カ月間にわたり審議を進めてまいりました。

現在までの状況について経過報告をいたします。

1番目といたしまして、戸籍住民基本台帳・諸証明・窓口業務の取り扱いに関する事。

ITの時代ということを見据える中で、また、現在の役場を支所として残すなどにより、サービス水準の低下にならないよう、窓口業務の取り扱い時間の延長を継続し、合併後はカード制の統一実施と従来からの窓口対応の併用方式とするということで意見集約いたしました。

2番目、国民健康保険の取り扱いに関する事。

合併までは現状どおりとし、新市になって見直しを図り調整したらどうかという意見が出ていますが、事務サイドの検討結果を踏まえた上で意見集約することとし、継続審議としています。

3番目、各種年金の取り扱いに関すること。

この件については、取り扱い業務、受給相談を現行どおり新市に引き継ぐということで意見集約いたしました。

4番目、介護保険の取り扱いに関すること。

認定審査も一本化しており、サービス水準も6町村に大きな差異はないので、現状のまま移行すればよいという意見が出ておりますが、事務サイドの検討結果を踏まえる中で意見集約することとし、継続審議としています。

5番目、高齢者福祉の取り扱いに関すること。

サービス水準は、6町村に大きな差異はないと思われるので、現状のまま移行すればよいという意見が出ていますが、事務サイドの検討結果を踏まえて意見集約することとし、継続審議としています。

6番目、保育事業の取り扱いに関すること。

現在の待機待ち児童数、ほぼ一人当たりの園児数、0歳児、障害児、延長保育、送迎バスなどについて、事務サイドの検討を踏まえた上で意見集約をすることとし、継続審議としています。

7番目、社会福祉協議会の取り扱いに関すること。

町村間の合併と同様に一本化できるものと思われるという意見が出ていますが、事務サイドの検討結果を踏まえた上で意見集約することとし、継続審議としています。

8番目、廃棄物・し尿処理の取り扱いについて。

基本的には新市になって見直し、調整するということでよいという意見が出ていますが、事務サイドの検討結果を踏まえた上で意見集約をすることとし、継続審議としています。

9番目、使用料及び手数料の取り扱いについて。

町村によって差異があると思われるので、負担の低い町村に合わせるという意見が出されてはいますが、一部町村で意見集約ができていないので継続審議としています。

10番目、補助金の取り扱いについて。

現行を維持し、新市に引き継ぐという意見が出されてはいますが、一部町村で意見集約ができていないので継続審議としています。

以上10項目であります。

なお内容については、既に送付しております第2回から第4回の協議概要を参照していただきたいと思っております。

審議状況は以上のとおりであります。この中で意見集約されたものについて再度申し上げます。

1番目の戸籍住民基本台帳・諸証明・窓口業務の取り扱いについては、サービス水準の低下にならないよう窓口取り扱い時間の延長を継続し、合併後はカード制の統一実施と従来からの窓口対応の併用方式とする。

3番目の各種年金の取り扱いについては、取り扱い業務、受給相談は現行どおり新市に引き継ぐ。

これらの2項目が小委員会としての結論であります。

以上であります。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

ただいまは住民小委員会のご報告であります。

次に、教育小委員会の稲山徳仁委員長からご報告をお願いいたします。

教育小委員会委員長

それでは、教育小委員会の審議状況を報告いたします。

当小委員会は、4月12日開催の合併協議会において付託を受けた案件について、3カ月間にわたり審議を進めてまいりました。

現在までの審議状況について経過報告をいたします。

1、学校給食の取り扱いに関すること。

単独校方式が望ましいと思うが、現在ある施設や既に建設が決まっている施設については、合併後も利用しながら進めていき、将来的には単独校方式を目指すのが望ましいのではないかという意見でまとまりつつありますが、事務サイドの意見を聞いた中でなお審議したいので、引き続き継続審議としています。

2、生涯学習の取り扱いに関すること。

各地域の事業を継続し、新市において検討してほしいというのが概ねの意見であり、事務サイドの意見も踏まえる中で、生涯学習の各講座については現行のとおりとし、新市に引継ぎ一本化できるものについては適宜調整する。生涯学習センター事業は、合併後の新市全域を対象とし、充実を図るということで意見集約をいたしました。

3、育英事業の取り扱いに関すること。

公平性の観点から、新市において一本化した事業として進めていくべきではないかという意見が出されておりますが、関係者との調整が必要でもあることから継続審議としています。

4、町単・村単教員の取り扱いに関すること。

この件については、教育水準が低下しないよう現状を継続することを原則とするが、新市においては将来的な方向を見据え、統一した基準を設けるということで意見集約をいたしました。

5、各種スポーツ大会の取り扱いに関すること。

現在行われております各種スポーツ大会は現状どおり実施し、新市において見直したらどうかという意見が出ており、現在、各町村で行っております各種スポーツ大会は原則として継続するが、一本化できるもの、全体で実施したほうが効果的なものを新市において見直し・検討を図るということで意見集約をいたしました。

6、体育施設の取り扱いに関すること。

体育・スポーツ施設について、学校施設開放も含め、利用時間などサービス内容を調整の上、継続実施することとし、新市において施設を気軽に使用できるシステムなどについて検討するということで意見集約をいたしました。

7、体育指導委員の取り扱いに関すること。

合併後の配置は地域配分に十分に考慮するとともに、報酬など差異が見られるものについては、これらの調整を事務サイドに一任することとし、現状水準が低下しないよう激減緩和措置等を視野に入れながら調整を図るということで意見集約をいたしました。

8、使用料及び手数料の取り扱いに関すること。

各小委員会の共通項目ですので、全体的な見地からその方向性などについても検討する必要があり、事務サイドの検討結果を確認した上で意見集約することとし、継続審議としております。

9、補助金の取り扱いに関すること。

各小委員会の共通項目ですので、全体的な見地からその方向性などについても検討する必要があり、事務サイドの検討結果を確認した上で意見集約することとし、継続審議としております。

以上9項目であります。

なお、内容については、既に送付いたしております第2回から第4回までの協議概要を参照していただきたいと思います。

審議状況は以上のとおりであります。この中で意見集約されたものについて再度申し上げます。

2つ目の生涯学習の取り扱いについてであります。生涯学習の各講座については現行のとおりとし、新市に引継ぎ一本化できるものについては適宜調整する。生涯学習センター事業は、合併後の新市全域を対象として充実を図る。

4つ目の町単・村単の教員の取り扱いにつきましては、教育水準が低下しないよう現状を継続することを原則とするが、新市において将来的な方向を見据え統一した基準を設ける。

5番目の各種スポーツ大会の取り扱いにつきましては、現在、各町村で行っております各種スポーツ大会は原則として継続するが、一本化できるもの全体で実施したほうが効果的なものを新市において見直し・検討を図る。

6番目の体育施設の取り扱いについてであります。体育・スポーツ施設については、学校施設開放も含め、利用時間などサービス内容を調整の上、継続実施することとし、新市においては施設を気軽に使用できるシステムなどについて検討する。

7番目の体育指導委員の取り扱いにつきましては、現行水準が低下しないよう激減緩和措置を視野に入れながら調整を図るということで、小委員会での結論といたしております。

以上でございます。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

以上が各小委員会でご議論していただきました経過のご報告であります。

以上、報告を終わります。

協議事項第1号 合併に関する協議事項の決定について

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（上野健君）

それでは、協議第1号についてご説明申し上げます。

お手元の資料の4ページ、5ページをお開き願います。

これはただいま各委員長から報告がございましたが、その中で意見集約された項目につきまして改めて当協議会の協議結果として決定してよろしいかお諮りするものでございます。

まず、総務・企画・議会小委員会の関係でございますが、友好都市・姉妹都市・国際交流の取り扱いについてであります。友好都市・姉妹都市・国際交流については、協議中のものも含め現行のとおり新市に引き継ぐ。

次に、産業・経済小委員会の関係でございますが、商工観光事業（各種イベント等）の取り扱いに関するることにつきましては、基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては新市において調整する。

次に、温泉・保養施設の取り扱いであります。現状のまま移行し、新市において適宜見直し・検討を図る。

次に、建設小委員会の関係でございますが、都市計画の取り扱いにつきましては、現在、継続中の事業や都市計画用途地域などについては現行のとおり新市に引継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町村の基本理念に基づいて新市において策定する。

次に、公営住宅の取り扱いであります。現状のまま新市に引き継ぎ、「負担の公平性の基本原則」に基づき、必要に応じて調整する。

次に、公共下水道の取り扱いであります。基本的には現状のまま新市に引き継ぎ、使用料や助成制度などはできるだけ統一し、住民の負担増とならないよう可能な限り調整する。

次に、農業集落排水事業の取り扱いであります。芦安村だけで実施している本事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。

次に、合併処理浄化槽の取り扱いでございますが、現状のまま新市に引き継ぐ。

次に、住民小委員会の関係でございます。

戸籍住民基本台帳・諸証明・窓口業務の取り扱いに関することにつきましては、サービス水準の低下にならないよう、窓口業務の取り扱い時間の延長を継続し、合併後はカード制の統一実施と従来からの窓口対応の併用方式とする。

次に、各種年金の取り扱いでございますが、取り扱い業務、受給相談は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

次に、教育小委員会の関係でございます。

生涯学習の取り扱いにつきましては、生涯学習の各講座については、現行のとおり新市に引き継ぎ、一本化できるものについては適宜調整する。生涯学習センター事業は、合併後の新市全域を対象とし充実を図る。

次に、町単・村単教員の取り扱いであります。教育水準が低下しないよう現状を継続することを原則とするが、新市においては将来的な方向を見据え統一した基準を設ける。

次に、各種スポーツ大会の取り扱いであります。現在、各町村で行っている各種スポーツ大会は原則として継続するが、一本化できるもの、全体で実施したほうが効果的なものを新市において見直し検討を図る。

次に、体育施設の取り扱いであります。体育・スポーツ施設については学校施設開放も含め、利用時間などサービス内容を調整のうえ、継続実施することとし、新市においては施設を気軽に使用できるシステムなどについて検討する。

次に、体育指導委員の取り扱いに関することでございますが、現行水準が低下しないよう激減緩和措置等を視野に入れながら調整を図る。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

議長（齋藤公夫君）

以上15項目が、それぞれの小委員会におきまして協議の一応の終結を諮られたものであります。これより皆さんからご意見がありましたら質問を受けたいと思います。

なにかございませんか。

委員

今この協議項目の決定ということですが、この決定は、これをそのまま新市に持っていくということになるのでしょうか。

（「そういうことです」という声）

となると、今この1番にあります友好都市、この問題についてはこれで大変いいと思うのですが、2番については拡大あるいは一本化するべきものについては新市において調整する。3番についても、新市において適宜見直し、検討を図る。4番についてはマスタープランは新市において策定をする。5番についても、必要に応じて調整をします。6番についても、住民の負担にならないよう

可能な限り調整をするということですが、これだと具体的に決定事項になっていないと思うのです。はっきりとした数字を入れるなりなんなりして、これを計画として出さないと、新市建設計画というものにならないと思うんです。そういうものを真剣に検討して、新市建設計画としてはっきりしたものを出していかなければ、後で考えよう、新市になってから考えようでは、見方によっては新市になったらなくなる可能性もあるわけなんです。これは先送りということになる、面倒なものは先へ送ろうということであって、これだとちょっと我々はどうして住民に対して、これを見てもらって、住民の皆さんにこの合併についての判断を仰いだらいいのかという時に、非常にこれだとウヤムヤでいい加減な決定項目になるのではないかと思います。

もう少し真剣にこれを詰めていくべきだと思いますが、いかがでありますでしょうか。

議長（齋藤公夫君）

実はこの件につきましては、それぞれの小委員会でご論議していただいておりますが、基本的にはそれぞれの町村で今日まで歩んできたいろいろな過程があるわけでありまして、それをすべて一本に整理してしまうということは、なかなか住民感情とかそういうものと合わせて非常に難しいと思います。ですから、だいたい合併をして概ね10年くらいの間に、新しい市になった時点で、新しい感覚でご議論していただいて、そして無理のない形で新しい市の方向を出すという形でありまして、最初からすべてを完全に意見集約するということは非常に難しい問題だということが、今までの先進事例でも実はいわれておるわけでありまして、そんな形を当合併協議会でもとらせていただいたということでありまして、ご理解をいただきたいわけですがいかがでしょうか。

委員

当然、6町村のものを統一するという、大変これは難しい問題なんです。ですが、それを統一をして合併しようというのですから、これは住民に対してもっと具体的にこれはこうなりますよということができないと、例えば都市計画マスタープランについても、各町村の基本理念に基づいて新市において策定する。基本理念は全部あります各町村に。それをそのままいくということなのか、あるいはそれをまた策定するということは検討して変えていくということなのか、このへんは、はっきりしておかないと町村民の判断ができないのではないかと思います。

だから、このような格好ですべてを持っていくということは、私は非常に、これは住民に対して不親切なことであるし、住民の判断の材料にならないと思うのです。

ぜひ、これはもう少し真剣に検討をして、具体的な方向を出して、さあどうだと、これでどうですかという結論を出して検討を仰がなければいけないと思うのです。

以上です。

議長（齋藤公夫君）

例えば、都市計画などは各6町村それぞれ計画年次等々が違うわけです。ですから、それを一本にするということになると、計画途上のものを途中で止めてしまうということになりかねないわけでありまして、今まで計画してきたものは、その地域によってもできるだけ継続性を持たせて、そしてある一定の年数がきたときに6町村の整合性を順次とっていくと。そして新しい都市計画をそこでスタートさせていくということになるわけでありまして、ここで一本に全部するということになると、計画途上途中で挫折してしまうということにもなりかねないわけでありまして、そんなことで一応、新市に引き継いで順次計画を進めていくという考え方であるわけですが、その辺はいかがでしょうか、ご理解していただけないものでしょうか。

委員

新市計画の中では、新市建設計画というものを一番先につくって、それを今度は意見集約をして

協議会における合併の是非についての決定をするということになっているわけですし、その新市の計画がこれだと、本当に例えば温泉の問題を見ても、これは現状のまま移行するということは、各町村にある温泉をそのままの料金で、また時間等についても、あるいは持ち込みがいいのか悪いのかという問題についてもこのままいくということなんじゃないかな。これだともう少し、せっかく市になるのであれば統一できるはずだと思うのですが、そういう方向へぜひ持って行ってほしいと思うのです。

議長（齋藤公夫君）

先ほどご質問にあります、例えば温泉の関係をご審議していただいた委員会の委員長さんのほうから、委員会としてのご意見をちょっと補足していただければと思います。

産業・経済小委員会委員長

温泉につきまは、各町村それぞれ様々な温泉施設を持っておるわけでございますが、櫛形町だけがないという状況の中で、早いもの、遅いもの、老朽化したもの数々あるわけでございますが、やはり今は公益的にそれぞれ価格は一定にして競合しているわけでございますから、その点については問題がないということですが、やはりそれぞれの状況の判断の中で、各町村の今までの経過が違ってることだと思いますし、新しいもの、古いもの、では古いものはつぶせということではできないわけございまして、それぞれ立地条件もございまして、維持管理の問題も含めて、やはり数年経った後に新市になった中で、不必要なものは廃止する、また、新しく改築するというように現状を見ながら推移していくというのが、やはり皆さん方のご意見でございますから、今ここでもって新市になるから古いものはつぶせ、儲からないものはつぶせというわけにはいかないと思います。それぞれ各町村が今まで抱えてきた状況があるわけでございますから、そのような状況の中で、やはり継続審議の中で今のような状況が出たわけでございますから、ご理解をいただきたいと思ます。

議長（齋藤公夫君）

都市計画の関係を審議していただきました建設小委員会の委員長さんに、都市計画の関係の補足をできたらお願いしたいと思います。

建設小委員会委員長

それでは、私のほうから都市計画についてのただいまのご質問等につきましてお話ししていきたいと思ます。

当然、都市計画につきましては、現状は各町村でそれぞれ計画を立ち、マスタープラン等も立てながら進んでいるわけございまして、これを今ここで、各町村で行っているマスタープランを全部廃止してしまっ、さあこういう形で持っていくよというわけにはやはりいかないだろうと思ます。それをしていくのには、新市の将来構想というものを策定していかなければ進んでいけないだろうと。考え方がちょっと違うのだと思ますよ、私たちの考え方と。現状に各町村で持っておりますものを持ち寄りながら、今度は新市に移行する時に新市の将来構想ということでもって、その町村のマスタープランを基本にして、市としてどうやって進んでいくかという考えでいかなければならないだろうと思ます。

当然、委員の皆さん方が、そのような考えでございましたのでこのようにまとめたわけございまして、当然、それではどこの町村のマスタープランを取り上げてとか、これはだめだから廃止にしてというわけにはやはりいかないだろうと思ます。これは先ほど言いましたように、各町村の都市計画についてのものを持ち寄りながら、新しい市をつくっていく上において策定をしていかなければならないだろうということでもって、このような結果で終わったわけでございます。

ご理解を願いたいと思います。

議長（齋藤公夫君）

いかがでしょうか、そんな経緯をもちましてこの結論を出したということですが、よろしいでしょうか。

（「はい」という声）

委員

意見等がございまして、私も実は、まだ総務・企画・議会小委員会のほうに対しても、継続というものが多数あるということは、甲西町自体でのいわゆる意思統一というものが、まだはっきりされていないのにこれが出てきた。ことに都市マスタープランの問題の用途地域の問題等については、私としても言い分もあります。そういうことの中でちょっと休憩をお願いしたいのです。そしていわゆる意見調整をした中でということのほうが、事の進み具合が早いのではないかと思います。

お願いします。

議長（齋藤公夫君）

分かりました。

この小委員会を開催するに当たりまして、本来、事前に各町村で意見集約をして、小委員会に臨んでほしいということをお願いしてきたわけでありますが、まだその辺がなされていないようなご意見もありますので、ここでちょっと暫時休憩いたしまして、甲西町さんの関係でひとつ意見集約をできたらお願い申し上げたいと思います。

それでは休憩に入ります。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 5時02分

議長（齋藤公夫君）

それでは休憩前に引き続きまして、協議会を再開いたします。

先ほど甲西町の関係者の皆さん、それぞれご協議もいただきましたので、その結果につきまして、どなたかに経過をご報告していただきたいと思います。

それでは、引き続き続行させていただきます。

なにか皆さんからご意見がありましたらどうぞ。

西海委員さん。

委員

私が先ほどからお願いをしたことは、いわゆる新市になってから調整しようとか、新市になって検討しようではないかという決定項目が多すぎると。だからこれはもう少し具体的な方向を出して、住民にそれをお示しすべきではないかということなんです。今もそのことについて、これが機関決定としてここで決定されるのであれば大変なことになるではないかと。こんな重大な問題をそういうことでもって先送りしてどんどんやっていけば、すべてがこういう格好になってくるのは私も非常に心配だなということからそういうお話をしたわけで、今、事務局も交えている検討した結果、いずれこの新市建設計画をつくと。市になる前の段階として建設計画ができると。そこにこうした決定項目を、もう少しできるものであれば事務サイドの検討もしているわけですから、事務サイドの皆さん方のご意見も入れながら、もう少し具体的なものを新市建設計画の中に入れてもらえるのであればありがたいなということなんです。

そういうことを今結論として、私も了承したわけなんです。

議長（齋藤公夫君）

分かりました。

ただいまご意見のように、今回、合意された事項の中には新市において調整するとか、計画するという事項が非常に多いと。なので新市の建設計画をつくるにつけては、もう少し具体的に調整を煮詰めてもらえないかというご意見であります。事務局のほうでお聞きしておりましたので、回答をひとつお話しさせていただきます。

事務局（上野健君）

それでは、今までの取り組み状況も含めまして補足させていただきますが、今回の協議項目の15項目につきましては、各小委員会でもかなり具体的に練って、さらには必要に応じて事務サイドの検討結果も確認する中で集約されたものでございます。

ただし、こういった形でまとめ上げることになりますと、どうしても数行の中で限られた字数になりますので、調整という形の言葉が出てきたり、新市においてという言葉が出てくるのですが、今、西海委員さんがおっしゃられましたように、今年度の取り組みにつきましては来年度の5月に、合併の是非を含めた決定を行います。その時点に向けました基本的な方向付けとすり合わせをやっているということでご理解いただきたい。仮に合併するということではとりますと、それから法定の手続きに入るわけですが、委員さんがおっしゃられたように新市建設計画というのをつくりたい。新市においてというのは、仮に15年4月に合併したとなればそれ以降ということではございませんで、それまでにひとつの市の基本となる建設計画をつくるものでございます。その中に来年度の5月以降、具体的に盛り込んでいく。今年度は合併に向けた基本的な方向付けを検討し、すり合わせをし、意見調整を図っているというお考えでご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（齋藤公夫君）

ただいま事務局からご説明がございましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

委員

ただいま事務局からお話が合ったとおりですが、甲西町でも今まで非常にご迷惑をおかけして、いわゆる手続き、手順の問題で誤っていたということで我々も反省しておわびを申し上げたわけですが、ぜひ今、事務局で言ったような形の中で、これから進めていただくということでありますので、これに対しては、先ほども言いましたように、建設小委員会なり、例えば産業・経済小委員会なりということで、審議をしてもらいたいということでありますが、この点をご理解いただければ、西海委員もおそらく賛成をしてくれるであろうと考えますので、よろしくお願ひします。

議長（齋藤公夫君）

分かりました。

ただいま甲西町のほうから、そのようなご意見をいただきました。

今回、意見調整をしてその結論が出た合意事項につきましては、あくまで将来構想をつくるというひとつの前提であります。したがって、まず、この今までご審議していただいておりますものにつきまして、一応、構想の中でこういう方向に進めていき、そして新たに新市建設計画を策定する場合は、もう少し細かく精査しながら取り組んでいくというご意見ですが、そういうことでよろしいでしょうか。

（「はい」という声）

それでは、そんなことでご理解を願ひたいと思います。

再度、本日15項目それぞれご提案して、合意事項につきましては他にご意見ございませんか。

(な し)

それでは、ご意見がないようですので拍手でひとつご承認をお願い申し上げたいと思います。

(拍 手)

ありがとうございました。

本件につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

協議事項第2号 新市将来構想策定小委員会の設置について

事務局より説明をお願いいたします。

事務局(塚原浩二君)

それでは、お手元の資料の6ページをお開き願います。

協議第2号 新市将来構想策定小委員会の設置について

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会小委員会規定第3条に基づき、以下の小委員会を設置する。

新市将来構想策定小委員会

これは、合併協議会小委員会規程第3条に基づきまして、新市将来構想の原案の検討、策定を進めるため、当合併協議会に新市将来構想策定小委員会を設置するものでございます。

続いて、右の7ページをご覧ください。

新市将来構想策定小委員会の委員の構成でございます。

各町村から町村長及び町村議会議長の2名、合計12名の委員で構成されております。

お名前を順に申し上げます。

八田村 齋藤公夫委員 堀 廣男委員

白根町 小池通義委員 内田 進委員

芦安村 清水哲夫委員 清水忠次委員

若草町 塩澤佳文委員 清水勝則委員

櫛形町 石川 豊委員 小笠原孝委員

甲西町 今沢忠文委員 小川和茂委員

以上の12名でございます。

また、12名の委員のほか、アドバイザーとして4名の参画をお願いしております。

このアドバイザーは、会議運営規程第9条の関係者の出席により、様々な見地から助言・提言をいただくものであります。

アドバイザーのお名前を順に申し上げます。

山梨県総務部市町村課長 三神雅彦様

山梨県峡中地域振興局企画振興部長 古屋賢仁様

財団法人 山梨総合研究所調査研究部長 波木井昇様

株式会社 三菱総合研究所主席研究員 山田英二様

以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

議長(齋藤公夫君)

ただいま事務局から説明がありましたが、これよりご意見、ご質問ありましたら受けたいと思いますが、なにかご意見はあるでしょうか。

よろしいでしょうか。

(な し)

それでは、ご意見もないようでありますので、新市の将来構想策定小委員会設置につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

ご賛成の方の拍手をひとつお願いします。

(拍 手)

ありがとうございました。

拍手多数で原案のとおり決定させていただきます。

協議事項第3号 平成12年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会決算の認定について

事務局より説明をお願いいたします。

事務局(清水栄男君)

資料の8ページをお開きください。

協議事項第3号 平成12年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会決算についてご説明申し上げます。

はじめに歳入歳出決算額でございますが、歳入予算現額1,860万1千円に対しまして歳入決算額1,860万3,406円、歳出予算現額1,860万1千円に対しまして歳出決算額1,644万5,135円でございます。

歳入歳出差し引き残額が215万8,271円となりまして、これを平成13年度に繰り越しております。

1の歳入ですが、1款、1項の負担金につきましては6町村それぞれ260万円ずつ計上させていただきます、決算におきましては1,560万円。

2款、1項の県補助金につきましては300万円。

3款、1項の預金利子3,406円を合わせますと収入済額の合計は1,860万3,406円でございます。

次の9ページをご覧くださいと思います。

2、歳出でございます。

1款、総務費864万8,986円。

1項、1目の事務局費535万8,590円でございます。監査委員の報酬につきましては、12年度の監査は13年度になりましてから行いましたので、昨年度の報酬の支払いはありませんでした。

1項、2目、事務所費329万396円でございます。これは主に協議会事務所の修繕費及び光熱水費等でございます。

2款、事業費779万6,149円。

1項、1目の事業推進費でございます。8の報償費ですが、これは協議会での講演会、また、各町村での講演会の講師を当時の自治省の方をお願いしたことによりまして、講師謝礼が57万7,770円不用となりました。この不用額を協議会だより等の印刷に42万円、先進地視察時の車借上料に15万2千円を流用させていただきました。また、予備費を先進地研修費に42万4千円充当させていただき、有効に執行したところでございます。

したがって、歳入済額1,860万3,406円、支出済額1,644万5,135円、差引残高215万8,271円となったところでございます。

以上、平成12年度の決算につきましてご報告させていただきました。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

それでは説明が終わりましたので、この決算の関係につきましては、合併協議会規約第16条の規定によりまして、八田村の監査委員に監査をお願いしてあります。

監査委員を代表して笹本隆代表監査委員に監査の結果のご報告をお願い申し上げます。

監査委員

それでは自席で失礼させていただきます。

10ページの決算審査意見書を朗読して申し上げます。

平成12年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会歳入歳出決算書審査意見書

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会規約第16条の規定により、審査に付された平成12年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会歳入歳出決算の関係帳簿並びに証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

- 1 審査項目 平成12年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会歳入歳出決算
- 2 審査実施年月日 平成13年6月15日
- 3 審査結果 財政に関する事務の執行状況、現金出納日計簿および収入支出伝票等を審査した結果、いずれも適正に執行され予算目的が十分果たされていたことを認定した。

平成13年6月15日

合併協議会監査委員

以上、申し上げまして監査報告といたします。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

以上のとおり監査のご報告がありました。

これより委員の皆様から、ご質問等々がありましたら受けたいと思いますが、どうぞ、ありますか。

（ な し ）

意見がないようでありますので、以上で質疑を打ち切らせていただきます。

協議事項第3号 平成12年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会決算の認定について、これを原案のとおり決することにご異議ありませんでしたら、拍手をもってご承認をお願いいたします。

（ 拍 手 ）

ありがとうございました。

本件につきましては、原案のとおり決定させていただきました。

協議事項第4号 平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会補正予

算(案)について

事務局より説明をお願いいたします。

事務局(清水栄男君)

はじめに資料の訂正をお願いいたします。

資料の目次でございますが、協議事項第4号 平成12年度となっておりますが、これを平成13年度に訂正をお願いいたします。

11ページをお開きください。

平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会補正予算(案)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,055万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ4,415万9千円でございます。

次の12ページから歳入歳出事項別明細書でございますが、進みまして13ページをご覧ください。

2の歳入でございます。

1款、1項、1目の負担金でございますが840万円。内訳は6町村それぞれによります140万円ずつの負担金でございます。

3款、1項、1目、繰越金、これは平成12年度の繰越金215万7千円でございます。

補正額の歳入合計1,055万7千円でございます。

3の歳出。

1款、総務費、1項、1目の事務局費572万1千円でございます。これは事務局職員の時間外手当でございます。

2款、事業費、1項、1目の事業推進費483万6千円でございます。1の報酬、これは委員さん方の報酬でございます。小委員会の開催回数等の増加に伴いまして、委員さん方の報酬を補正させていただいております。8の報償費、先ほどご承認をいただきました新市将来構想策定小委員会のアドバイザーの謝礼でございます。9、旅費、同じく小委員会のアドバイザーの費用弁償でございます。11、需用費、協議会だよりの発行増加による印刷費の増でございます。12、役務費、協議会だよりの新聞折り込みの手数料の増加でございます。13、委託料、新市将来構想策定小委員会会議設営委託費でございます。

補正額の歳出合計1,055万7千円でございます。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長(齋藤公夫君)

ただいま事務局からの説明が終わりました。

これより委員の皆さんから質問を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(なし)

質問がないようでありますので、以上で質疑を打ち切らせていただきます。

協議事項第4号 平成13年度八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会補正予算(案)について、これを原案のとおり決することにご異議がありませんでしたら拍手をもってご承認をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございました。

本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日予定いたしました案件の審議は、すべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

これで議長の座を下ろさせていただきます。

ありがとうございました。

事務局（大野昌樹君）

それでは、4番のその他の件につきまして、委員の皆様から何か質問等ございましたらお願いしたいと思います。

ありませんか。

（ な し ）

質問等がないようですので、その他の件につきましては以上で終わりたいと思います。

これで本日予定いたしました日程のすべてを終了いたしました。

以上で第8回合併協議会を閉会とさせていただきます。

どうもご協力ありがとうございました。

閉会 午後 5時20分